

別記様式第6号

足利市入札適正化委員会議事概要（平成18年度 第1回）

開催日及び場所	平成18年5月26日（金） 午後1時30分～3時50分 足利市役所 特別会議室	
委員	永沢 徹 委員長 岩崎 勝 委員 菊地 義治 委員 為国 孝敏 委員	
審議対象期間	平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	
抽出案件	総件数140件	（備考） 抽出案件 4件。
一般競争入札	0件	
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	127件	
随意契約	13件	
<p>会議の概要</p> <p>（1）抽出事案の審議</p> <p> 菊地委員より抽出結果の報告</p> <p>①宮先1号墳法面崩壊対策工事 （事務局より説明）</p> <p>◇発言の要旨</p> <p>●委員 指名業者数を12者にした理由は何か。</p> <p>○事務局 選定要綱の運用基準で、5千万円以上1億円未満の工事は12者以上を指名することとしており、12者とした。</p> <p>●委員 A格付け工事を施工可能なA格付けしている16業者の中から12者を選定する基準は何か。</p>		

●委員

16者すべてを指名しても良いのではないか。

○事務局

基本的には、内規に基づく金額に応じた指名数により指名している。
手持ち工事の数などの状況を勘案して判断している。

●委員

12者を選ぶことにより競争を制限していることになると思う。

●委員

変更契約で増額となった399万円はどのように算出するのか。

○事務局

設計変更により増額となった額に落札率の96.2%を乗じた金額である。

●委員

変更する金額は市が算出するのか。

○事務局

市がすべて行っている。

●委員

変更の上限は決まっているのか。

○事務局

当初契約金額の3割までである。

●委員

掘削工が約22%増えているが、なぜ当初、見込むことができなかったのか。

○事務局

当初、測量した時点では現地にかんりの木が生えていた。着工後に木を伐採し、
測量をなおした結果である。

②東部クリーンセンターし尿処理施設補修工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

契約業者はし尿処理施設を施工した業者か。

○事務局

はい。

●委員

今までの修理、補修も今回の契約業者が請け負っていたのか。

○事務局

はい。

●委員

積算基準や標準歩掛が無い場合、見積り合せをして業者から提出された積算内訳書の内容の判断は、市でできるのか。

○事務局

すべてはできない。新設の場合は歩掛があるので、ある程度の設計を組めるが、本補修工事は部分的なものであり、歩掛が無い場合、部分的に判る部分、労務単価や間接経費をチェックして検討額を算出している。

●委員

契約業者以外の業者は、現場を見て見積りに参加しているのか。

○事務局

他の業者も現場を見ている。

③足利市公共下水道 鷗木中川汚水幹線支線築造工事（第12工区）
（事務局より説明）

◇発言の要旨

●委員

設計に当たり、例えば管の径が200mmの開削工事では、何メートルでいくらという、単価があるのか。

○事務局

ありません、すべて積み上げて算出している。

例えば布設では土量、材料、手間などを全部積み上げ計算して、メーター当りの単価を出している。

●委員

契約金額を変更した理由は、市の当初の見積もりが甘かったのか。

○事務局

施工区域内に当初の予定になかったガス会社によるガス管布設工事を施工することになり、本工事が工期限に間に合わなくなるため、やむを得ずその区間の93mを除外したことによる変更である。

●委員

変更契約による増額は3割までとの説明を受けたが、減額する場合はどうか。

○事務局

3分の2以上減額する場合は、市と請負業者で協議することになっている。

④配水管移設工事（県道足利千代田線外）第2工区

事務局より説明

◇発言の要旨

特になし

◇抽出案件についての意見

●委員

指名業者数の考え方で、「12者以上」という規定があるなら、12者を指名するのではなく、検討の余地があるのではないか。一般競争入札で実施する方法もある。

(2) 前回の会議での質問事項に対する説明について

①ごみ焼却施設補修工事の随意契約

事務局より説明

◇発言の要旨

●委員

本市の補修コストが他市に比べて高いとはいえないが、補修内容が同じではないので何ともいえない。発電を一緒にやるところとそうでないところは、施設の補修の難しさで違いが出てくると思う。

○事務局

工種が同じなら比較になるが、経過年数、減耗の度合いも違い比較にならないと感じている。

契約方法については、他市も随意契約で行っている。

②舗装補修工事（オーバーレイ）の単価契約

事務局より説明

◇発言の要旨

●委員

設計上の設定面積が700㎡だが、実績はどのくらいか。

○事務局

平成17年度の施工面積が12,040㎡で、1件あたりの平均実績は約900㎡である。

●委員

設定面積を700㎡にした理由は何か。

○事務局

過去の平均が約700㎡である。

●委員

仮に900㎡を設定面積とすると㎡単価は安くなるのか。

○事務局

安くなる。17年度の実績が1箇所当たり900㎡であるので、今後見直していく。

●委員

8業者による指名競争入札だが、8者を選ぶ基準は何か。

○事務局

入札参加登録をしている業者で、舗装の実績がある業者は8者である。

③付帯工事（配水管移設）の随意契約

事務局より説明

◇発言の要旨

●委員

随意契約とする基準額の500万円について、今後どのようにするのか。

○事務局

近隣の市は、随意契約とする基準額は130万円以下であるが、工期の短縮、交通の支障による住民への影響、経済性なども考慮しつつ、段階的に下げ、最終的に130万円以下にすることを検討していく。

●委員

工期の短縮、経済性などのメリットがあるというが、具体的な数値で示して欲しい。その上で段階的に下げるプランを検討するべきである。

●委員

随意契約の範囲を狭めることで、適正化を図っていくべきである。

(3) 入札及び契約手続の運用状況等について

事務局より説明

◇発言の要旨

●委員

落札率から見る限りは高止まりしているということが言える。落札率を下げるためにはどうしたら良いか何かアイデアはあるのか。

○事務局

条件付一般競争入札の対象範囲の拡大は一つの方法と考える。

競争入札に参加する業者名を事前に公表しない方法も考えられる。

●委員

業務委託では低入札価格調査は行わないのか。

○事務局

業務委託に調査基準価格は設定していないので、調査は行わない。

(4) 入札・契約制度に関する意見について

事務局より説明

◇発言の要旨

●委員

18年度に3000万円以上の工事は何件くらいあるのか。

○事務局

既に執行しているものも含め30件弱ではないか。

●委員

条件付一般競争入札の対象範囲を拡大するとして、すぐに実施できるのか。

○事務局

関係各課と打ち合わせ等の準備が必要である。

●委員

18年度に10件くらいは条件付一般競争入札を実施して欲しい。

●委員

長い目でみれば、地域要件は撤廃せざるを得ないだろうと思う。その時まで、業者が体力をつけられるかがポイントではないのか。

●委員

電子入札の導入時期について、目標年度を定め取り組むべきである。

(5) その他

次回の委員会は、11月10日（金）に開催することとした。